

富田林市市民公益活動支援センター業務にかかる
プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富田林市市民公益活動支援センター業務（以下「本業務」という。）の受託候補者選定にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、価格のみではなく、技術力、専門性及び実績等において、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領におけるプロポーザル方式とは、一定の条件を満たす事業者から、業務にかかる発想、課題解決方法、実施体制等に関する企画提案を受け、提出された書類等を基に提案者の創造力、技術力、経験等を総合的に審査し、業務の履行に最も適した受託候補者を選定する方式をいう。

(実施形式)

第3条 プロポーザル方式の実施について公表して参加者を募り、参加資格要件を満たす者により実施する公募型プロポーザル方式とする。

(手続き開始の公告)

第4条 本業務にかかるプロポーザル方式（以下「本プロポーザル方式」という。）実施の手続きを開始する場合は、募集に必要な事項を定めた富田林市市民公益活動支援センター業務受託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を策定し、その概要及びその他必要な事項を告示する。

(募集要項)

第5条 前条に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名称、業務目的、業務内容、業務期間、提案限度額
2	実施方式	公募型である旨
3	応募資格要件	必要な応募資格
4	日程	実施スケジュール等
5	募集要項等の交付	交付方法、交付期間等

6	質問受付及び回答	質問受付、回答方法、回答公表等
7	応募申請書等の提出	提出書類、提出期限、提出部数等
8	審査について	審査方法（書類審査、プレゼンテーション等）、審査方針、結果の通知、審査項目、欠格事項等
9	契約の条件等	契約方法、委託料の支払い等
10	その他	資格の喪失、費用負担、その他留意事項等

（応募資格要件）

第6条 本プロポーザル方式に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- （1） 富田林市指名競争入札参加資格者名簿に登載されており、市から指名停止を受けていないこと。
- （2） 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （5） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（選定委員会）

第7条 提出書類並びにプレゼンテーションの審査、受託候補者の選定及びその他必要な事項は、富田林市市民公益活動支援センター業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

（質問受付及び回答）

第8条 本プロポーザル方式の実施にあたり質問がある場合、市に質問することができる。

- 2 前項の質問があったときは、市は質問を受け付け、その内容を公表するものとする。ただし、他の質問者に関する情報、その他実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

（応募申請書等の提出）

第9条 応募者は、次に掲げる書類（以下「応募申請書等」という。）を市に提出しなければならない。

- (1) 富田林市市民公益活動支援センター業務応募申請書（様式1）
- (2) 富田林市市民公益活動支援センター業務応募申請に係る誓約書（様式2）
- (3) 富田林市市民公益活動支援センター業務実施計画書（様式3）
- (4) 事業者概要（様式4）

（添付書類）

- ア 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- イ 直近の事業報告書
- ウ 直近の活動計算書、貸借対照表
- エ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体概要が分かる書類
- オ 納税義務のある団体については国税及び地方税の納税証明書

- (5) 事業見積書（様式5）

（応募申請書等の審査）

第10条 審査は、別に定める審査基準に基づいて実施する。

- 2 審査は、委員会に対しプレゼンテーションを行うものとし、委員会は当該プレゼンテーション及び業務実績、応募申請書等の内容を採点し、受託候補者1者及び次点受託候補者1者を選定する。
- 3 委員会は、応募者が1者の場合でも受託候補者となりえるかを審査する。
- 4 審査の評価点が審査基準に定める基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点受託候補者とはならない。
- 5 審査結果は、文書により通知する。
- 6 委員会は、受託候補者に申請が無効となる事由が確認できた場合、次点受託候補者を受託候補者に繰り上げることができる。

（資格の喪失等）

第11条 応募者が、次のいずれかに該当するときは、応募資格を喪失するものとし、既に提出された応募申請書等は無効とする。

- (1) 第6条に定める応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本要領及び募集要項に定められた事項によらず応募申請書等が提出されたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 本プロポーザル方式において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) その他関係法令に違反する行為が判明したとき。

2 前項の場合において、市は、当該応募者に対し応募資格が喪失する理由又は申請が無効となった理由を付して通知しなければならない。

(業務仕様及び価格協議)

第12条 市及び選定された受託候補者は、仕様及び価格等について協議し、その内容を決定する。

2 市は、受託候補者と協議が整わない場合は、次点受託候補者を受託候補者に繰り上げ協議することができる。

(業務契約)

第13条 市は、前条で決定した仕様及び価格により、受託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

(費用負担)

第14条 本プロポーザル方式への応募に要する書類作成等の費用は全て応募者の負担とする。

(異議申し立て)

第15条 本プロポーザル方式の実施及び審査結果に対する異議は一切認めない。

(その他)

第16条 本プロポーザル方式の実施に関する情報（周知の情報を除く）は、目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

2 本要領に定めのない事項については、委員会において別途協議し決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月25日から施行する。

(要領の執行)

2 この要領は、本業務の契約締結をもってその効力を失う。